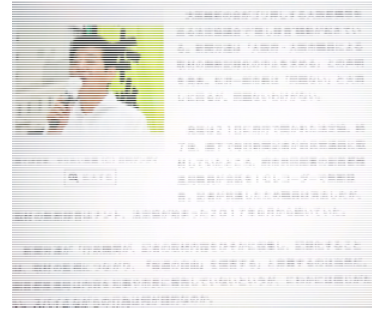


松井一郎・大阪市長「盗聴」容認

写真は6月28日『日刊ゲンダイ』デジタル版。「職員が取材を無断録音 維新独裁で“大阪スパイ天国の異常”」というショッキングな見出し。26日にもレポートしたが、その後の経過を紹介しておきたい。



毎日新聞6月25日朝刊から。松井一郎大阪市長（日本維新の会代表）は24日、大阪府と大阪市の共同設置部署「副首都推進局」の職員が市議らと記者の個別取材の内容を無断で録音していたことについて、「問題ないと思う。議員がどういう話をしているか役所として把握したいというのは当たり前だ」との認識を示した。市役所で記者団の取材に答えた。

松井市長は、記者団に「議員という公人が役所の廊下という公共スペースで話したことを無断で録音されても文句は言えない。内密な取材なら個室ですべきだ」と主張。公権力が表現の自由を侵しているのか、との記者の質問には「全く公権力を使っているわけではないし、表現の自由を侵してもいない」と持論を展開。録音内容の報告を受けたこともないとした上で「職員の自主的な情報収集を僕が否定する必要はない」と述べた。

田島泰彦・元上智大教授（メディア法）の話「庁舎の内外を問わず、議員とメディアの当事者同士のやり取りに無断で職員が介入し、ひそかに監視するのは公権力の違法な行使であり、報道の自由を損なうものだ。何ら正当性は見いだせず、非常に恐ろしい事態と言わざるを得ない」。

読売新聞26日朝刊「メディア」は、この問題を大きく扱っている。松井市長は問題発覚後、「公人の議員が役所の廊下というオープンな場でしゃべったことは、誰に聞かれても本人の責任」と話したが、中央省庁の職員は「個別取材を無断録音するのは聞いたことがない」と驚く。

今回の行為は記者が聞いた取材上の秘密を侵害し、取材源の暴露につながる危険性ははらむ。取材先が口をつぐんだり、無難な発言に変えたりする恐れもある。

専修大の山田健太教授（言論法）は「憲法が保障する『報道の自由』は、場所がどこであろうと侵害されるべきではない。報道陣は取材の重要性を訴え、行政に認識を共有してもらい必要がある」と指摘。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）は25日、今回の問題に関する声明を発表した。主な内容は次の通り。「記者の取材内容をひそかに収集し、記録化することは取材の監視につながり、『報道の自由』を侵害する。ただちに中止を求める。このような行政機関による介入が続けば、取材源の秘匿や取材内容の保秘に支えられた取材環境も崩れ、国民・市民の『知る権利』を損なうことになりかねない」

(2019年6月29日)